

令和元年度

第54回埼玉県景観審議会

令和元年8月5日（月）

埼玉県都市整備部田園都市づくり課

午前 9時30分 開会

○(司会) 矢部副課長 それでは、おはようございます。

定刻になりましたので、埼玉県景観審議会を開催します。

本日の司会は、私、田園都市づくり課の矢部が務めさせていただきます。よろしく申し上げます。

初めに、資料を確認させていただきます。

机の上に、封筒、資料は次第、出席者名簿、座席表、ホチキスでとめてある資料の1、資料の2、資料の3、シラコバト賞の概要と埼玉県景観審議会のグリーンファイルになります。不足等はありませんか。

それでは、ただ今から第54回埼玉県景観審議会を開催いたします。

最初に、埼玉県都市整備部田園都市づくり課長の細田から挨拶を申し上げます。

○細田課長 おはようございます。

埼玉県都市整備部田園都市づくり課長の細田でございます。4月から課長が落合から細田に代わりました。

本日、委員の皆様におかれましては、朝早く、また大変暑い中をご出席頂きまして、誠にありがとうございます。開会に当たりまして、一言、ご挨拶申し上げます。

埼玉県の景観審議会は、もうご案内かとは存じますが、知事の諮問機関といたしまして景観形成に関する重要事項をご審議頂いております。

また、今年7月1日、令和元年の7月1日に委員の皆様の改選がございまして、本日皆様にお越し頂いております。

また、任期は令和3年の6月30日までの2年間をお願いしておりますので、よろしくお願いいたします。

最近の埼玉県の景観審議会では特に屋外広告物の禁止地域の指定の解除等についてのご意見を頂いております。また、それ以前では景観重要建造物の指定とか、景観計画区域の変更に伴う埼玉県景観計画の変更についてご審議頂いております。

本日は議題が3件、報告事項が1件ございます。1つ目の議題は、本日、委員改選後初めて開催いたします審議会でございますので、会長及び副会長の互選を行って頂きます。2つ目、3つ目の議題につきましては、審議会規則に基づきまして2つの専門部会を設置する事につきましてお諮りするものです。

また、次に報告事項といたしまして今年度から埼玉県におきまして事業化されました、ま

ち並み景観形成先導モデル事業について説明させていただきます。

なお、議事に先立ちまして、本県の景観行政、また屋外広告物行政の概要を説明させていただきますので、ご参考にして頂ければ幸いです。

結びになります。改めて委員の皆様方には本県の景観・屋外広告物行政のより一層の向上を図るために、今後ともご指導、ご支援の程お願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくどうぞお願いいたします。

○（司会）矢部副課長 続きまして、今回、7月1日の委員改選後、最初の審議会ですので、委員の皆様をご紹介します。

お配りしました出席者名簿をご覧頂きたいと思います。この名簿の順にお名前をお呼びしますので、その場でご起立、ご着席をお願いいたします。

それでは、淑徳大学経営学部教授の朝倉はるみ様です。

○朝倉委員 朝倉でございます。よろしくお願いいたします。

○（司会）矢部副課長 続きまして、千葉大学大学院の池邊このみ様です。

○池邊委員 池邊でございます。よろしくお願いいたします。

○（司会）矢部副課長 続きまして、日本大学理工学部教授の大沢昌玄様です。

○大沢委員 大沢でございます。よろしくお願いいたします。

○（司会）矢部副課長 続きまして、NPO法人埼玉農業おうえんしたい代表理事の梶島邦江様です。

○梶島委員 梶島でございます。よろしくお願いいたします。

○（司会）矢部副課長 続きまして、芝浦工業大学建築学部教授の桑田仁様です。

○桑田委員 桑田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○（司会）矢部副課長 続きまして、カラープランニングコーポレーションクリマ代表取締役及び武蔵野美術大学教授の吉田慎悟様でございます。

○吉田委員 吉田でございます。よろしくお願いいたします。

○（司会）矢部副課長 続きまして、埼玉県屋外広告業協同組合理事長の楠尚人様です。

○楠委員 楠でございます。よろしくお願いいたします。

○（司会）矢部副課長 続きまして、埼玉建築設計監理協会会長の田中芳樹様です。

○田中委員 田中でございます。よろしくお願いいたします。

○（司会）矢部副課長 続きまして、春日部市副市長の佐藤哲也様です。

- 佐藤委員 佐藤でございます。よろしくお願いいたします。
- （司会）矢部副課長 続きまして、公募による選出の上岡修様でございます。
- 上岡委員 上岡でございます。よろしくお願いいたします。
- （司会）矢部副課長 同じく公募による選出の荷田幸雄様でございます。
- 荷田委員 荷田でございます。よろしくお願いいたします。
- （司会）矢部副課長 ありがとうございます。

なお、本日も都合によりご欠席の委員の方は2名いらっしゃいます。お一人の方は、弁護士の方の川井理砂子様、もうお一人の方は筑波大学システム情報系社会工学准教授の方の藤井さやか様です。全員で今年度は13名の方に委員をお願いしております。委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日は委員13名のうち11名の出席を頂いておりますので、委員の過半数の出席でございますので、埼玉県景観審議会規則第5条第2項により、本日の審議委員会が成立します事をご報告申し上げます。

続きまして、事務局の職員を紹介します。

埼玉県都市整備部田園都市づくり課長の細田です。

- 細田課長 細田です。よろしくお願いいたします。
- （司会）矢部副課長 同じく主査の方の宮沢です。
- 宮沢主査 宮沢です。よろしくお願いいたします。
- （司会）矢部副課長 同じく主査の方の佐藤でございます。
- 佐藤主査 佐藤です。よろしくお願いいたします。
- （司会）矢部副課長 同じく主任の方の岡田でございます。
- 岡田主任 岡田です。よろしくお願いいたします。
- （司会）矢部副課長 同じく主事の方の秋山でございます。
- 秋山主事 秋山です。よろしくお願いいたします。
- （司会）矢部副課長 そのほかにも、本日はインターンシップの2名、事務局として出席させていただきますので、ご了解頂きたいと思っております。

最後に、私は田園都市づくり副課長の矢部です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、先ほど課長から申し上げましたけれども、議事に先立ちまして本日配付しました資料1を使って埼玉景観審議会と埼玉県の景観・屋外広告物の行政の概要についてご説明させていただきます。

まず、埼玉審議会ですが、資料1をご覧ください。1枚目になります。

埼玉県景観審議会の設置の根拠ですが、埼玉県の執行機関の補助機関に関する条例の別表第1にありまして、知事の諮問に応じ、景観形成及び屋外広告物に関する重要事項を審査事項とするとなっております。

知事の諮問事項は、景観については埼玉県景観条例、屋外広告物については埼玉県屋外広告物条例で、それぞれこの資料のとおり定められております。配付しております緑のファイル「埼玉県審議会」の中に埼玉県条例及び埼玉県屋外広告物条例がございますので、お時間のあるときにご照合頂ければと存じます。

引き続きまして、景観行政及び屋外広告物行政について、各担当から説明させていただきます。

最初に、埼玉県の景観行政について佐藤から説明させていただきます。

○佐藤主査 田園都市づくり課、佐藤でございます。よろしくお願いたします。着座にて説明させていただきます。

まず、埼玉県の景観・屋外広告物条例の概要についてですが、資料1の2枚目と、緑のファイルにとじ込んであります参考資料を使いまして説明させていただきます。

まず、資料1の2枚目、1、景観計画と景観条例について説明させていただきます。

景観計画につきましては、景観法の第8条に基づいて定められているもので、景観形成の方針や建築物等の規制内容などを定めております。景観条例は、地域の特性を生かした景観形成を促進するために県が定めているもので、景観形成を進めるための各施策や景観法の施行について必要な事項を定めております。

景観計画について、参考資料の4の2ページの目次をご覧になって頂けますでしょうか。

目次の、第2に景観計画区域、第3に良好な景観形成に関する方針、第4に行為の制限に関する事項、第5以降は景観重要建造物の指定の方針など、各取り組みの基本的な事項を記載してあります。

なお、第2から第8は景観法で定めるものとしている内容になります。

この中で3番目、良好な景観形成に関する方針に埼玉県の将来の景観像を示しております。同じ参考資料の5ページ目をご覧頂けますでしょうか。

中段くらいに、2、将来の景観像として、県内外のあらゆる人々が埼玉の山地、丘陵、田園と都市の魅力を実感し、住みたい、訪れたい、そして誇りに感じる埼玉の実現としております。この将来の景観像を実現するために基本目標や、基本方針を定めて、6ページ目下段から7ページにかけて記載されております、5、景観形成方策の方向性として（1）広域景

観の保全と創出、（２）地域景観の保全と創出、（３）建築物の建築等に対する規制誘導といった事に取り組んでおります。

このうち、建築物の建築等に対する規制誘導について、少し詳しく説明させて頂きたいと思っております。

参考資料の６、建築法に基づく行為の届出の概要をご覧頂きたいと思っております。

景観法では、建築物や工作物の新築・修繕をする際に届出を義務づけております。この届出の内容や届出の内容を審査する部分については、景観条例と景観計画で定めております。参考資料６は、この届出について一般の方向けに作成したものでございます。

埼玉県の地図、着色された市町村がありますが、こちらが県の景観計画区域となっております。景観計画区域とは、景観計画が及ぶ区域の事で、埼玉県の場合、県全域を景観計画区域として定めております。白抜きの市は、景観行政団体に移行した市でございます。これらの景観行政団体については独自の景観条例と景観計画を持っているので、県の景観計画は適用されておられません。景観行政団体については、県や政令市、中核市は景観法の規定で景観行政団体となっております。政令市は県の場合はさいたま市、中核市は川越市、越谷市となっております。それ以外の市町村については、県との協議により景観行政団体になる事ができるとなっております。

県の景観区域の区分につきましては、まず用途地域の有無で区分されて、用途地域がある区域は全て都市区域に分類されます。用途地域がない区域につきましては、薄い水色の市町村のうち関越道の西側については山地・丘陵地域とし、関越道の東側については田園区域としています。濃い青については圏央道沿線区域とし、オレンジ色の市町村については圏央道以北高速道路沿線区域と分類しております。都市区域、山地・丘陵地域、田園区域をまとめて一般課題対応区域、圏央道沿線区域、圏央道以北高速道路沿線区域をまとめて特定課題対応区域というふうに分類しております。特定課題対応区域については、主に圏央道の整備に伴って交通利便性が向上する事によって開発圧力が高まるので建築物や工作物が増える事が予想されるため、より重点的に取り組む地域としております。

１枚めくって頂きまして、届出対象行為につきましては、例えば建築物の新築の際には一定規模以上のものについて届出の義務を課しております。一般課題対応区域では高さが１５メートルを超えるもの、または建築面積が１,０００平米を超えるもの、特定課題対応区域では建築面積が２００平米を超えるもの、ただし戸建ての専用住宅は除く、という規模のものについて届出義務を課しております。

特定課題区域の方が一般課題対応区域よりも届出対象の行為の範囲が広く、圏央道沿線区域では物件の体積も届出対象としております。

隣のページにつきましては、景観形成基準、届出内容の審査のルールとなっております。県の景観計画では配慮事項と勧告基準、変更命令基準というものを定めております。配慮事項については努力義務で、勧告基準、変更命令基準は守っていただかなければならないルールで、守らない場合には勧告、変更命令しますと強制力があります。

下の表につきましては、明る過ぎたり、派手過ぎたり、余り周囲と溶け込まない色をマンセル値というもので表したのですが、これを制限色と呼んでおります。マンセル値については参考資料の次の7、景観形成基準の解説の34ページ目がイメージしやすいと思います。色彩を客観的、具体的に色相、色合い、それから明度、明るさ、彩度、鮮やかさ、この3つの要素であらわしているものでございます。

36ページの用途区域が定められている区域の赤で囲った部分、これが制限色になっております。建築物の外観として余り使用されない彩度が高い鮮やかな色彩、これを制限しております。

もう1枚めくって頂いて、関越道の東側で用途地域が定められていない地域ですが、こちらも田園の景観と調和しない彩度の高い鮮やかな色彩ですとか、明度の低い暗い色について制限しております。

こういった制限色ですとか、点滅する光源が形成する面積の合計、これが建築物の外観のうち各立面の3分の1を超える場合には勧告・変更命令をしております。という事で、制限色というのは全く全部使ってはならないという事ではなくて、3分の1まではある程度使っても大丈夫という事になっております。

続きまして、資料1の2枚目の2、歴史のみち広域景観形成プロジェクトについては参考資料の8でパンフレットのような形で示させて頂いております。このプロジェクトは埼玉県の景観計画の景観形成方策のうちの1つで、広域景観の保全と創出についての取り組みとなっております。

具体的には、県・市町村・NPOが協働して旧街道や宿場町に埋もれている景観、歴史的な景観形成資源を保全活用して、広域的に景観形成を進める取り組みとなっております。

昨年度まで8カ所、モデル地区をつくりまして、市やNPOと協働して、まち歩きによって啓発を行っております。8カ所のモデル地区は、旧中山道の蕨、鴻巣、深谷の宿、それから旧日光街道の粕壁宿、飯能の秩父道の吾野宿、行田の忍城のある周辺地区、それから熊谷

市の国宝、聖天山の妻沼地区、和紙のふるさと・商都小川町、これらを選定しております。これらのモデル地区の啓発活動を通じて、地域の景観上重要な建造物を地域の個性ある景観づくりの核として、維持・保全・継承を図るために参考資料の9番目にあるとおり景観重要建造物というものを指定しております。

これまでに、ここにある7件を指定しております。この指定によって、所有者には重要建造物の修繕などに県の許可が必要になってくるなど、適正な管理義務が生じております。一方で、地域にとっては指定後に表示プレートを設置するなどしてPRになると考えております。指定に当たっては、当審議会の中でご意見を伺うようにしております。

それから、資料1の3番目、公共事業景観形成指針については、参考資料10-2、攻略本の20ページまでが指針となっております。その後は、この指針に対する解説編となっております。この指針は、県が行う公共事業における景観形成の基本となる事項であるとか、運用に関する事項を定めていて、良好な景観形成に寄与する事を目的として定められております。

指針のうち、第4、更に良くするための工夫であるとか、第5、みんなで守るルールというのは、4ページ目の目次、指針の構成に書いてありますけれども、資源をつくるとか、引き立てるとか、色についてこういうルールでやっていきたいと思いますという事を自ら定めております。その流れで第6に、運用システムが定められておりまして、この指針で定めた事を運用していくためにチェックシートの作成とか専門家のアドバイスをやっていくとしております。

チェックシートにつきましては、この指針の14ページ以降に書いてありまして、どんなところでやるのか、どういうものをやるのか等をチェックしていきます。このチェックをしていく事によって、指針に沿った事業が行えるようになっていきます。そういう事に事業者が自ら気付けるように定めているものでございます。

専門家アドバイスにつきましては、この後の議題にもありますが、部会を設置させて頂きまして、その中で特に景観形成上重要なものについて設計を行う前にアドバイスを受けてもらい、そのアドバイスを実際に反映させるようにしている仕組みでございます。

次に、屋外広告物の規制、資料1の4番目です。これはこの後、宮沢のほうから説明させて頂きませんが、広告物の登録であるとか許可、是正などを行っているものでございます。

それから、資料1の5番目、景観まちづくりの支援です。景観行政団体政策研究会を市町村と組織しておりまして、毎年テーマを定めて市町村の担当の方向けの講演会ですとか、現

場見学、課題の解決方法の検討などを行っております。市町村に限らず、県民の勉強会等に景観アドバイザーとして有識者の方を派遣しております。また、今年度から、まちなみ景観形成先導モデル事業についてもやっています。これは後で報告させていただきます。

最後に、景観資源の情報発信として、データベースを作っております。こちらはインターネット上の県のホームページで公表しております。

今までの審議会の中で特に昨年度話題になりました、頑張っている団体を褒めましょうというお話につきましては、新たに制度を設けるのは時間がかかってしまうので、今ある中で何かできないか事務局で探しました。配付した資料の中にシラコバト賞の概要というのがありますが、この場で話題になったとおりの賞でしたので、エントリーをさせていただきました。11月の県民の日に表彰式をやるという事で、そのころまでどうなるかはわかりませんが、エントリーをしたという事をご報告させていただきます。

私からは以上になります。

○(司会) 矢部副課長 先ほど、佐藤より説明させていただいた中で、1点だけ訂正させていただきます。

県内で景観行政団体の説明をいたしました。政令市がさいたま市、中核市は、川越市、越谷市、川口市の3つでございます。

以上でございます。

今の佐藤の説明に対して何かご質問等ございますか。

○荷田委員 いいですか。

○(司会) 矢部副課長 はい、どうぞ。

○荷田委員 ちょっと確認をしたいのですが、頂いた資料で1の2枚目のところの概要の説明で大きい1番、景観計画と景観行政というのと、それから2番、歴史のみち広域景観形成プロジェクトの部分に関して質問と確認したいのですが、大きな1番については、この緑色のファイルの6番、色の塗ってある景観法に基づく行為の届出の概要というところで埼玉県全域の地図ありますよね、私たちがこの場で審議するのは、この色の塗ってある部分だけでいいのでしょうか。

色の塗ってない部分は、それぞれの市町村で独自にやるという形で、この景観審議会の対象外になりますという、そういう切り分けでいいのかというのが1点。

それから、2番目の配付されている資料の1の2番目のところで、歴史のみち広域景観形成プロジェクトというのは、色塗りの地図とは関係なくて、埼玉県全域の中でなんですか。

緑色のファイルの資料の9番のところをめぐったところに幾つかカラー写真で家とか蔵とか書いてあるのがありますが、2番の歴史のみち広域景観形成プロジェクトについては1番と違って計画とか条例とは違って、県域全部を見て政令指定都市、中核市あるいは一般の市町村であろうと全域やるので、審議をするというような理解でいいのですかと、その確認なのですけれども、お願いします。

○佐藤主査 まず、参考資料の6の地図で話させて頂きますと、県の景観計画ですとか、景観審議会が及ぶのは、この色のついてある地域になります。白抜きの部分については独自でやっておりますので、我々の及ぶ範囲ではないというものになると思います。

あくまで県の景観計画である色のついたところ、こちらが我々の考えていくところという事になります。

それから、参考資料の9番で、県で指定しているものですが、私の説明が足りなかったのですが、基本的に県がやる事は先ほど申し上げたとおり、色のついている地域が対象となっていきます。多分、飯能市が気にかかっている部分になってくるかと思うのですけれども、飯能市の物件については、まだ飯能市が景観行政団体になる前に埼玉県で指定しています。なので、現在では飯能市が指定したわけではないけれども、飯能市で持っている形になって、県からは手が離れた形になっております。表の右下というか、表外にある米印で、飯能市が景観行政団体となったために3、5、6、7、については平成31年4月から飯能市の指定となっていますという部分になります。

以上でございます。

○(司会) 矢部副課長 よろしいでしょうか。

○荷田委員 では、あくまでもこの2番の歴史のみちプロジェクトについても、色の塗ってあるところが対象ですと、埼玉県全域の中での色の塗ってあるところが対象ですという事でいいですね、そこを確認したかったのですけれども。

聞いた意味は川越市だとか、さいたま市の建物だとか、そういう物はここでは対象にならないでいいですね。

そうじゃなくて、埼玉県全域ですという事であるならば、色が塗ってあろうと白抜きだろうと、ここでやる話になるのだけれども、それで間違いはないですか。

○佐藤主査 歴史のみち広域景観プロジェクト、これ自体は広域的に考えていますので、色の有無については考慮していません。

○荷田委員 全域対象にしてよいのですね、わかりました。

○（司会）矢部副課長 では、ほかにございますか。

ではないようですので、引き続き、屋外広告物の行政について宮沢から説明させていただきます。

○宮沢主査 では、屋外広告物行政について説明いたします。

お手元の資料1の3枚目は両面刷りになっております。表面が屋外広告物の制度の概要、裏面が埼玉県の屋外広告物行政というタイトルのものがございます。あわせて、後ほど緑色のファイルの一部も参照してご覧頂きたいと思いますが、そのページは後ほど申し上げます。

では、恐れ入りますが、着席をして説明させていただきます。

では、資料1の3枚目、表面の屋外広告物の制度の概要をご覧ください。

文字が埋め尽くされている、ちょっと見にくい資料で恐縮でございます。

まず、左上の枠をご覧ください。

屋外広告物とは、という項目でございます。ここに記述がありますように、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって云々とございます。これが法律上の定義でございます。法律上と申し上げました、その法律というのは、右上にいきまして、屋外広告物法という法律がございまして、そこにそのように定義をされているというものでございます。

なお、その法律の目的は、ここに2つ書いておりますように、1つ目は良好な景観の形成または風致の維持、そして2つ目は公衆に対する危害の防止と、これは法律上の文言ですが、このように2つの目的があるとされております。

1つ目は、いわゆる良好な景観の形成という事で、2つ目は安全確保とご理解頂ければよいかと思います。こうした目的を達成するために、都道府県が条例を制定して、様々な規制をする事ができるという仕組みになっております。ご覧頂いている資料の右上の枠の下に、規制の主体というタイトルの枠がございます。今、都道府県が、と申し上げましたけれども、原則として都道府県が規制の主体となりますが、特例がございます。政令指定都市と中核市は独自に屋外広告物条例を定める事ができるという事になっております。都道府県の条例は、この政令指定都市と中核市の区域には効力が及びません。

規制の主体の2つ目ですが、更に特例というか例外がございまして、景観行政団体になっている市町村、都道府県と政令市、中核市以外の市町村で景観行政団体になっている市町村は、これは都道府県と協議の上ではあるのですが、独自にやはり屋外広告物条例を定める事ができるという仕組みがございます。埼玉県内の実態につきましては、後ほど具体的に説明

申し上げます。

では、その規制がどのような枠組みで行われるのかという点でございますが、ご覧頂いております資料の下半分、屋外広告物規制の枠組みという欄をご覧ください。ここでは、4つに分けて規制の枠組みを説明しております。

まず1つ目は、禁止地域でございます。ある一定の地域について、原則としてですが、屋外広告物の表示または設置を禁止するというものであります。その地域の定め方は、右側に例がございますが、例えば都市計画法上の用途地域のうちの一部で、ここには住居専用地域と書かれておりますが、例えば第一種低層住居専用地域などを禁止地域とする事ができるという事になります。

規制の枠組みの2つ目は、禁止物件であります。1つ目が、地域として禁止するというものであったのに対して、特定の物件という言葉を使っておりますけれども、わかりやすいのは例として書いてありますように橋りょうです。禁止地域には入ってなくても、橋りょうは原則として広告の表示や設置が禁止されるといったものでございます。

規制の枠組みの3つ目は、広告物の規格、これは許可基準という事になるのですが、広告の種類も様々でございますが、物によって、また場所によって面積でありますとか、高さでありますとか、そういった点で一定の基準以内のものが表示または設置ができる。逆にいうと、それを超えるものは認められないというものでございます。

規制の枠組みの4つ目は、今まで申し上げてきたものに対する適用除外であります。禁止地域、禁止物件あるいは許可基準の適用が原則としてされないというものでありまして、具体的には右側に書いてありますように、選挙運動用のポスターですとか、それから自家用広告物、これは例えば店舗などの広告でありまして、自らの管理する土地の中でありまして、先ほど申し上げた原則禁止とされている中であっても、一定の基準がありますけれども、表示、設置ができるという事になります。これもまた無制限ではなくて、更に別の基準があったりいたしますが、このような適用除外というのが枠組みのうちの1つになっておりまして、かなり入り組んだ制度になっております。

それでは、かなり細かいのだという事を認識頂ければ結構なのですが、緑色のファイルをご覧頂きたいと思っております。緑色のファイルのインデックスの12に続くところをご覧ください。カラーコピーで、埼玉県屋外広告物条例のしおりというものの、これは一般向けに作成して配布をしているものでございます。このしおりの初めのほうに、今申し上げた禁止地域などの説明がございますが、更に許可の基準はそのしおりの6ページからございまして、7ペ

ージにも細かく色々と細かい計算の説明がございます。その説明が8ページ、9ページに続きまして、10ページも基準の1つでございます。

更に、12ページから14ページまでが適用除外の説明でございます。規制があつて適用除外とは言っているのですけれども、野放しというわけではなくて、例えば14ページに自家用広告物の基準の説明がございますが、このように非常に細かく定められているものでございます。細かい説明をしようというものではございませんので、これを細かくご理解頂きたいという事ではないのですが、イメージとして掴んで頂ければと思います。

では、資料1に戻りまして、今度は資料1の3枚目の裏面をご覧ください。

埼玉県の屋外広告物行政というタイトルのものがございます。これは埼玉県内での屋外広告物に関する事務処理がどのように行われているかという事と、その実績を簡単にまとめたものがございます。

この資料の、まず右下をご覧ください。

アスタリスクで独自条例市というタイトルになっております。先ほど、条例は原則都道府県けれども、特例として政令指定都市、中核市、それからさらに景観行政団体も定める事ができると申し上げました。その独自条例を持っている市をここに書き出したものであります。

これも地図に表示がございまして、資料があちらこちらに飛んで大変申しわけございませんが、緑色のファイルのインデックスの11は埼玉県の条例を収めた物でございますが、この11の最後をご覧ください。むしろインデックスの12の1つ前と言ったほうがよろしいでしょうか。

カラー刷りで、屋外広告物の事務処理権限区分というタイトルのものがございます。このような分布になっておりまして、緑色の区域が右下のほう南東部に固まっておりますけれども、さいたま市が政令指定都市で、それに隣接する3市、川越市、川口市、越谷市が中核市でございます。それぞれ独自条例を持っておりまして、その次に赤で塗ってあるところ、これが景観行政団体として指定を受けている市のうちで屋外広告物条例を制定している市でございます。現在6市でございます。熊谷市が今年4月からこの中に加わりました。

オレンジといいますか、ベージュといいますか、の色がございます。左の方、秩父市、飯能市から、さらに所沢市、朝霞市、和光市、東のほうにいきまして草加市ですけれども、こちらが景観行政団体ではありますが、屋外広告物条例の独自条例は持ってありません。したがって、県の条例が適用されます。

それ以外、一番広く塗ってあるのが紫色のところでした、その他の市、さらに1つだけ白いところがありますが、それも含めて県の条例の適用という事になります。

では一旦、資料1の最終面にお戻りください。

大きな絵として、左側に埼玉県の枠、それから右側に市町村、県土整備事務所と書いた枠がございます。左側は埼玉県とだけ書いてあるのですが、埼玉県田園都市づくり課とご理解ください。

右側の市町村、それから県土整備事務所が主に屋外広告物に関する許可事務あるいは簡易除却に関する事務を行っているところでございます。屋外広告物許可事務、これは先ほど申し上げたとおりでございます、県内63市町村でございますが、そのうち10市が独自条例に基づいて行っております。残りは県の条例に基づいていると先ほど申し上げましたけれども、県の条例に基づいてはいるのですが、許可事務の窓口は市町村でございます。これは、ここで権限移譲でと書いておりますけれども、都道府県あるいは都道府県知事の権限を市町村に移すという仕組みがございます。これは屋外広告物に限った話ではなくて、様々な分野で行う事ができる仕組みができておまして、そのうちの1つとして屋外広告物に関する事務も市町村に権限移譲が行われておまして、52の市町村に権限が移っております。残る1つの市、蕨市だけはこの権限移譲は行われておりませんで、現在、県の地域機関であるさいたま県土整備事務所が事務を行っているところでございます。なお、蕨市からは2年後をめどに権限を受けたいという話が伝わってきております。

このような分布でございますけれども、それをトータルしますと平成30年度の実績としては県内全ての市町村の合計で、ここに書いてあるような件数を処理しております。

その下にいきまして、はり紙等の簡易除却という仕組みがございますが、これが法令上の根拠が少し異なっておりまして、政令市、中核市で実施しているものと、それからそれ以外の市町村がやはり権限移譲で県に代って実施しているもの、その実績がここに書いてあるとおりでございます。いずれも、こういった事務は市町村と、あるいは極一部ですが、埼玉県の地域機関であります県土整備事務所が行っているものでございまして、では埼玉県の田園都市づくり課は何をやっているかという事になりますと、条例は引き続き所管しておりますので、それに基づいて市町村等が行う許可事務に対する支援を行っております。そのほか、屋外広告業の登録という事務は田園都市づくり課が窓口となっております。

なお、持ち回りではございますけれども、屋外広告物に関する講習会を行っております。これは広告業を行う上で講習会を受けた方、あるいは別の資格を持っている方、どちらかを

配置する必要がある、というものを受けて行っているものでありまして、ほかの市と共同で持ち回りで実施をしております。

その他、左下のほうで屋外広告業の業界団体であります埼玉県屋外広告業協同組合、その理事長さんはこの審議会の委員にもなって頂いておりますけれども、埼玉県屋外広告業協同組合と連携をしまして、屋外広告物の適正化の啓発なども行っているところでございます。

埼玉県の屋外広告物の制度の概要と埼玉県内の行政の実情は以上でございます。説明は以上でございます。

○（司会）矢部副課長 ただいまの説明に対して、何かご質問等はございますか。

上岡委員。

○上岡委員 この屋外広告物の条例については、県と市町村ですみ分けをして、埼玉県のほうは権限移譲を全部しても、登録事務とか、そういうものは条例で残るわけですよね。ただ、先ほど説明があった景観条例は、例えば、政令指定都市、中核都市、景観行政団体、それに協議して移譲して独自の景観条例と景観計画を持つ市町村には、埼玉県の景観条例と景観計画は適用がなくなる事になるのですか。

○（司会）矢部副課長 埼玉県の景観条例や景観計画は適用されません。

○上岡委員 この登録業務は、なぜ、市町村に権限移譲しないのですか。

○宮沢主査 お答えします。

広告業を営む方は、比較的広域で営業されると思います。特定の市町村内だけで営業をするというのは、かえって少ないと思います。

したがって、登録窓口が余り増えますと、色々なところに登録をしないと営業ができないという事になりまして、ある程度広域的な行政機関が窓口となるのが実態に合っているのではないかと考えられます。

○上岡委員 ありがとうございます。

○（司会）矢部副課長 ほかにございますか。

はい。

○楠委員 さいたま市とか川越市は特例ですね。

○宮沢主査 おっしゃるとおりです。権限移譲ではなくて、県の条例が法令上及ばない政令市、中核市に対しては登録を別にしなければいけない事になっておりますが、その際の業者さんの負担軽減措置もあわせてとられているところでございます。

○（司会）矢部副課長 ほかにございますか。

ないようですので、これより議事に入ります。

初めに、議題の（１）埼玉県景観審議会の会長・副会長の互選についてですが、まず会長の選出をお願いします。

この議題については、議長が決まっておられませんので、私が進めさせていただきます。

それでは、埼玉県景観審議会規則第４条第１項で、審議会に会長及び副会長を置く、委員の互選により、これを定めるとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

田中委員。

○田中委員 県監理協会の田中でございます。

ただいまの件ですが、委員の互選という事ですが、会長には、前期に副会長をやらされました桑田委員さんをお願いをするのが一番よろしいかと思っておりますがいかがでしょうか。

○（司会）矢部副課長 ただ今、田中委員から桑田委員の推薦がありました、いかがでしょうか。

（異議なし）

○（司会）矢部副課長 それでは、皆様にご同意頂けたようですので、会長を桑田委員をお願いいたします。

それでは、桑田委員、恐れ入りますけれども、正面の会長席にお移りいただけますか。

（桑田委員、会長席に移動）

○（司会）矢部副課長 早速ですが、桑田会長に就任のご挨拶をお願いします。

○桑田会長 改めまして、皆さんおはようございます。

今回、選任されました桑田と申します。座ってご挨拶させて頂きたいと思っております。

私は、芝浦工業大学で都市計画や、まちづくりを研究したり教えたりしております。埼玉県とのつながりとしては、生まれてから大学卒業するまで埼玉県の所沢市に住んでおりまして、埼玉県民でした。それと、芝浦工業大学のキャンパスの１つがさいたま市にあり、そのキャンパスにも十数年勤めておりましたので、埼玉県の中での色々なおつき合いもできておりました。

皆さん、お手元にありました埼玉県の景観・屋外広告物行政の概要と、資料１のところの６つの枠組み、先ほど県担当からご説明があったかと思っておりますけれども、この中の５番、景観まちづくりの支援というところですが、私が今所属しております都市づくりNPOさいたまという団体があるのですけれども、その団体で市町村との景観行政団体施策研究会による研究というのをお手伝いしているという関係もありまして、埼玉県、今後の景観行政、

何かお手伝いできればと思っております。

今、ご説明で少しつけ加えたいのは、埼玉県の考え方としては先ほど来、話題に上がりました景観行政団体ですね、例えば先ほどの図でいえば色がついたところがありましたけれども、要はその色がついていた市町村には、なるべく自立的に景観行政団体になってもらいたいと埼玉県としては考えているということです。

一方では、先ほどまさに荷田委員からのご指摘ありましたけれども、では広域的な景観行政のあり方をどう考えていけばいいのかと。それが実は前期も問題になりまして、景観行政団体に移行したところの、例えば広域的な連続した、要は景観上重要な街路沿いの広告物について、どのように考えていけばいいのかといった課題が浮かんでおります。

そういった中で、皆様のお力添えを頂きながら、今後の埼玉県の広域的な景観行政と、もう一つは非常に埼玉県の中で大事な景観資源をいかに守るという事を両立させていくのかという事が景観審議会としての大変重要な課題になるかと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○（司会）矢部副課長 ありがとうございます。

それでは、これより埼玉県景観審議会規則第5条第1項により、桑田会長に議長として議事の進行をお願いします。

それでは、よろしく願いいたします。

○桑田議長 それでは議題の1の2つ目、副会長の選出の前に、埼玉県景観審議会規則第9条第2項の規定に基づきまして、本日の議事録に署名をいただく委員を指名したいと思っております。

今回は、大沢委員と荷田委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。よろしくをお願いします。

それでは、またもう一つ、審議に先立ちまして会議の公開についてご意見を伺います。

本日、傍聴希望者はいらっしゃいますか。いらっしゃらないと。わかりました。

それでは、特に公開・非公開という議論は今回ありませんので、議事を進めます。

それでは、議題（1）の2つ目、副会長の選出を行いたいと思っております。1期目の委員の方に副会長をお願いするのが審議会の継続性の観点から好ましいと考えておりますが、いかがいたしましょうか。

私の考えですけれども、土木景観や都市計画、土地区画整理がご専門であり、また埼玉県の景観アドバイザーを務めておられることから、景観に関して幅広くご対応を頂ける大沢委

員にお願いするのがよいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○桑田議長 ありがとうございます。

皆様ご同意頂けたようですので、それでは副会長を大沢委員にお願いいたします。

それでは、大沢副会長に就任のご挨拶をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○大沢副会長 ただいま副会長を拝命いたしました日本大学の大沢でございます。

微力ながら、一生懸命頑張りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

着座にて失礼いたします。

先ほど、桑田先生から所沢ご出身というお話がありましたが、私は生まれてから35年間、埼玉県の寄居町という所に住んでおりました。就職してからもずっと寄居に住んでおりました、最近はちょっと裏切りまして東京に住んでおりますが、埼玉県に対しては非常に強い思いを持っております。いまだに実家はございますので、農地もちょっと遊んでいますが、持っておりますので、ちょっと利用しなきゃいけないと思っておるのですが、引き続き頑張りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

埼玉県の景観という事では、越谷市の景観計画でずっとお手伝いしておりまして、そういったご縁もございますし、先ほどのずっと住んでいたという事もございますので、今後50年、100年後も埼玉がナンバーワンになれるように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○桑田議長 どうもありがとうございました。

では、続きまして議題の(2)公共事業景観形成専門部会の設置について、事務局より説明をお願いします。

○佐藤主査 参考資料ではない方の資料の2をご覧ください。

専門部会の設置についてです。埼玉県の景観審議会規則第6条の規定には諮問事項のうちの特定の事項を調査・審議するために必要ある時には専門部会を置く事ができるとなっております。

今回、設置をお諮りする公共事業景観形成専門部会は、県の公共事業に対して専門家としてアドバイスを行う機関であります。専門家のアドバイスは、先ほど説明させて頂きました、景観・屋外広告物行政の概要の中で触れた参考資料の10-2にある、公共事業の景観形成指針に定められた運用システムの1つとなっております。

アドバイスにつきましては、基本設計段階と施工段階の2つの段階がございます。

まず、基本設計段階のアドバイスは基本設計を行った公共事業のうち景観形成上特に重要なものについて、基本設計で作成した図面をもとにアドバイスを行うというものでございます。大きな規模の工事となりますと、まず基本設計で大まかな方針を定めて、その後、実施設計で工事ができるような詳細な設計を行うという手順になる事が多いので、基本設計後にアドバイスを行うとしております。

また、施工段階でのアドバイスについては、基本設計段階のアドバイスを受けて工事が完了した後に、今後の取り組みに生かすために再度アドバイスを行うものでございます。

次に、2-(2)、専門家アドバイスの取り扱いについてです。事業を進める上では予算の制約ですとか、他の関係機関との調整、色々な基準や地元の方の意向等、色々な制約があるので、頂いたアドバイス全部をやるというのは非常に困難な場合があります。ですから、実施設計に反映させる事を義務づけるものではないとさせて頂いております。

アドバイスを受けた事例を参考にして、職員が配慮すべき事項や景観上の工夫の仕方について専門家の視点を知る、新たな気づきを得る事を主眼に置いて実施したいと考えております。

裏面に過去の事例について一覧を作っております。平成21年度から実施して、昨年度までに10件アドバイスを頂いております。今年度につきましても調整中でございます。基本設計段階と施工段階と両方とも案件について調整中です。

こうしたアドバイスを行うために、当審議会に公共事業景観形成専門部会を設置したいと考えております。

なお、審議会の規則第6条第2項及び第3項の規定によって、専門部会に属すべき委員及び部会長については会長が指名するという事になっております。

説明は以上でございます。

○桑田議長 ありがとうございます。

この議題としましては、委員の選定についてという事かと思えますけれども、委員の選定について事務局の考えはありますか。

○佐藤主査 我々としたしましては、昨年度からの流れもありますけれども、土木・建築あるいはランドスケープ、公共事業に関係する分野の方を中心に構成するのがよいと考えております。具体的には、緑地景観から池邊委員、土木景観から大沢委員、農村計画から梶島委員、都市の計画や建築から桑田委員、色彩から吉田委員、それから建築業の実務から田中委員の

6名にお願いするのがよいと考えております。

○桑田議長 ただいまご説明あった専門部会の設置についてご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。

○梶島委員 ご指名頂いてありがたいのですが、このスケジュールを拝見すると、9月上旬は日本にいないおそれが非常に高く、私だけかもしれませんが、ほかの先生に結構ご迷惑をおかけする事にもなるかもしれないと思うと、やや尻込みしますね。

○桑田議長 事務局、いかがでしょうか。

○矢部副課長 事務局としては、基本設計の段階のものを考えています。この場合、どうしても年間スケジュールを考えますと、9月上旬という事になり、記載したものです。よって、委員になられた方には、再度、日程等と調節させていただきます。事務局の案として、9月上旬という事でございます。

○梶島委員 多分、会長にいろいろご迷惑をおかけする事になるかと、事務局にもご迷惑おかけするかと思ったりもしますけれども。

○細田課長 事務局でございます。

今のお話ですが、事前にご意見も拝聴させて頂くなど、その辺は事務局の方で弾力的に配慮していきたいと考えております。

○桑田議長 スケジュール調整とか、弾力的に柔軟に対応していくという事ですか。

○細田課長 はい。

○桑田議長 調整が別途行われると思いますので、できればお願いしたい。

ほかにいかがでしょうか。

○吉田委員 吉田です。この専門部会というのは、毎回この全員が集まるという事ですか。

○矢部副課長 今、事務局から説明させて頂いた6名の方全員に開催のご案内をさせていただきます。先ほど、梶島委員からご意見がございましたけれども、事前にご出席されない委員については事前に資料を配付して意見を頂くなど、柔軟な形で対応させていただきます。

○吉田委員 わかりました。年間に何件ぐらいありそうですか。

○矢部副課長 例年1、2件で、今年は1件の予定です。

○桑田議長 ほかに、いかがでしょうか。

ご意見がございませんでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは、議題の(2)公共事業景観形成専門部会の設置についての決議に入りたいと思います。

よろしいでしょうか。

特に、皆様のご意見がないという事でしたので、当審議会に公共事業景観形成専門部会を設置しまして、委員については事務局案のとおり指名する事といたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、部会長については当審議会の副会長で、土木景観や都市計画、土地区画整理がご専門の大沢委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○桑田議長 それでは、部会長は大沢委員を指名いたします。

次に、議題の(3)屋外広告物専門部会の設置について、事務局より説明をお願いいたします。

○宮沢主査 では、屋外広告物専門部会の設置についてご説明いたします。着席して説明させていただきます。

お手元の資料の3をご覧ください。

先ほどの公共事業景観形成専門部会と同様に、屋外広告物に関しましても同じく、規則に基づきまして専門部会の設置を提案するものでございます。

この屋外広告物専門部会の審議事項といたしましては、抽象的でございますが、屋外広告物の乱立抑制の観点から、周囲の景観に調和する屋外広告物のあり方などを調査、審議して頂くという事でございます。もう少し具体的に申し上げますと、先ほど桑田会長のご挨拶の中で少し触れられましたが、今回の委員の改選前、昨年度末に行われました景観審議会におきまして、屋外広告物の禁止地域の取り扱いについて議論がございました。

緑色のファイルに、その時の資料がございます。緑色のファイルの最後のページをご覧ください。前回の審議会の資料でございますが、タイトルでは滑川町の禁止地域指定状況図と書いてあります。滑川町と、それからその隣、熊谷市にまたがる県道がございます。この県道とその道路沿いの地域が禁止地域にこれまで指定されてきております。このたび、熊谷市が独自の条例を定めて、この4月から独自条例を施行しております。熊谷市の判断としては、これを機に独自条例に基づいて、今まで禁止地域であったところを解除するといえますか、県民、市民から見れば解除という事になるのですが、禁止地域には指定しないという判断をされました。

そこで、今まで1本の県道沿いという事で同じ取り扱いをしてきましたが、市境を挟んで取り扱いが異なる事になりまして、さてこれをどうするかという事について議論をして頂き

ました。一つの選択肢としては、滑川町分も解除するという方法もありますが、そこは色々な角度から慎重に検討すべきというご意見が相次いだと伺っております。

これについて、今回、本日議論しようというものではございませんが、それも含めまして禁止地域のあり方について、もう少し詳しく突っ込んでご審議頂くという事がこの屋外広告物専門部会の当面の課題というふうに認識をしているところでございます。その辺は、資料3の2枚目にごく簡単に禁止地域の取り扱いについてとだけ記入しましたがけれども、その議論のきっかけはこの滑川町の所でございます、これをきっかけとしてもう1回、この禁止地域のあり方について審議をして頂くという事が当面の課題でございます。スケジュールといたしましては、事務局として資料をそろえまして、11月、12月辺りに専門部会の開催をしてご審議、また場合によっては現地視察、といたしましても禁止地域は各地にわたりますので、全部ではなくて、どこか抜粋的な事になろうかと思いますが、現地視察も含めての検討をして頂くと。それを踏まえて、この景観審議会本体に専門部会からの報告をして頂いて、改めて審議会本体としてのご審議を頂こうというのが事務局の考えでございます。

以上でございます。

○桑田議長 ちょっと補足しますと、こちらの緑のファイルの最後の資料ですけれども、熊谷市が北側にあつて滑川町が南側に接続しています。熊谷駅が、ちょうどこの地図では切れていますが、荒川の上のかなりすぐの所にあつて、そちら側からが都市化が進んでいる状況です。一方で、滑川町の所に、すぐ緑色の公園の森林公園が広がっていて、これがすごく景観上大きな資源であるという事で、都市化の圧力と一方での景観資源としての森林公園の近辺の景観を守るという、そのせめぎ合いといいますか、ちょうどその所が今議論になっているというお話だったかと思えます。よろしいですね、そういう事で。

○宮沢主査 はい、おっしゃるとおりでございます。

○桑田議長 こういった、大変広域的な観点からの調整と、一方では地方分権といいますか、市町村への権限移譲というところで、非常に大事な課題を議論して頂く事になるかと思っております。

そういった中で、委員の選定について事務局の考えはありますか。

○宮沢主査 事務局といたしましては、この屋外広告物、それから今お聞きになった景観、それから色彩などに関係する分野の委員を中心に構成していただくとよいのではないかと考えております。

具体的には、土木景観という面から大沢委員、色彩の面から吉田委員、都市計画や建築の

面から桑田委員、そして屋外広告業の実務の面から楠委員の4名にお願いをしてはどうかと
考えております。

以上でございます。

○桑田議長 ただいま説明のあった屋外広告物部会の委員の選定について、ご質問、ご意見ご
ざいましたら、ご発言お願いいたします。

○荷田委員 すみません、委員の選定云々の前に、もうちょっと教えて頂きたいと思いきけ
れども、滑川町の町長あるいは町議会の意見は、この禁止地域の解除について県に対してど
ういう意見があるのでしょうか。町議会を通して、このまま指定を継続して欲しいとか、ある
いは熊谷市が解除するのであれば、滑川町も解除してもいいですとか、そういった事はどう
なっているのですか。

○宮沢主査 町議会で議論されたというふうには伺っておりません。

○矢部副課長 昨年度、この委員会でご意見を伺う際に、1-(9)の路線については熊谷市
と滑川町に跨る指定ですので、滑川町の意見を伺っております。意見としては、解除しても
いいというものです。

○荷田委員 この審議会で解除をするとなったときに、滑川町側の意見をどう捉えるかとい
うのが難しいと思います。今事務局で言って頂いた4名の委員さんは、それぞれご専門の立場
でご審議頂くようになると思います、専門部会として。その時に、地元の意見、滑川町の意
思、意見をどう捉えるかという部分をやっぱり重要視していかないと、熊谷市がこうだから、
それに合わせましょうとか、いやいや滑川町は滑川町の考えもあるという事があると思いま
す。薄い緑の所は、東上線の多分、森林公園の所だと思いますけれども、そういう所であれ
ば、熊谷市とはまた別の考え方を取ると。

恐らく、住民団体の方の中でも滑川町の中で自然保護活動をやっている方たちもたくさん
おいでだろうし、森林公園は国営公園だと思います。そうすると、そういうところとの考え
方で全国的な動きにもなりかねない部分もあるので、私も今回初めてこの会議に入って、こ
ういう問題があるという事を知らなかったのですけれども、4人の委員さんはかなりご苦労
をされるのではないかと、委員さんの選定に関しては賛成ですけれども、そういう周りの自
治体の動きだとか、自然保護団体の方々の意見なんかも考えると、大変ご苦労されるのでは
ないかと思いました。意見というよりも感想です。

○桑田議長 何かありますか。

○矢部副課長 当然、本審議会において審議をして頂くわけですが、それ以前の交通整理とい

うか、専門的な立場からアドバイスを頂き、妥当性などをまず判断するという事をこの専門部会で検討する事を考えています。

先ほど言われた色々な団体や町の考え等も含めて事務局が整理し、それを部会のほうでどういう形にしましょうかという形で進めていきたいと考えています。

○細田課長 事務局でございます。私も、前回までの審議内容を議事録等で確認させていただきました。やはり広域行政体である県として何か決定をする際には、今、荷田委員さんの言われたような地元のご意見も頂く事は重要です。またそうは言いつつも、熊谷市がもう独自に条例を定めて解除をしているという状況もあります。

前回の審議では事務局側からは、例えば解除すべき方向ではいかがでしょうかというスタンスで審議会にお諮りしております。しかしながら事務局といたしましては前回までの審議を踏まえて、現在、全県の状況を調べております。指定がかなり古いですが、指定の理由や指定箇所について調べております。最終的に県として決めなければいけませんけれども、まず事務局のほうで調べた内容につきまして、専門部会の委員の方に見て頂きまして、最終的に審議会の方でご意見を頂ければと考えております。

○池邊委員 前回の審議会でも、この国営森林公園の、先ほど委員がおっしゃられたとおりのお話がありました。私もこの森林公園には学生も一緒に行った事がありまして、駅からサイクリングをして行くような所でございますし、先ほどお話のあったように国営の公園であるという事です。国営公園は、最近では色々な形で楽しまれていまして、例えばドライブなんかして行くネモフィラとコキアで世界的にも本当に有名な公園もあります。ですから埼玉の資産として、昔から指定されています、この国営公園というものをどう考えるかという事は、県のご意見もなんですけれども、国のご意見も重要であると思います。国土交通省の国営公園を所管しているところは国の景観の所管をしている公園緑地・景観課というところがございますので、国営公園の外側が規制解除して広告だらけの景観になるという事は、国営公園という資産であるという観点からしても、望ましくはありません。それに私も埼玉県のみどりの審議会の副会長をさせて頂いていますが、緑についてこの10年以上、自動車税を使って緑を保全する事を頑張ってきた埼玉県で、国営公園の外側に広告物が乱立するような事態を招くというのは、やはり好ましくないと考えますので、ぜひとも地元を踏まえての調整をや頂ければと思います。よろしくお願いたします。

○荷田委員 確か国営公園の第1号がこの埼玉の森林公園だと思います。全国の国営公園のシンボルみたいなものです。だから、その周りを解除するとなると、それこそその事で景観が

変わってしまうとなると、地元の滑川町も、埼玉県あるいは全国的にも第1号の国営公園の周りがこんな風になっちゃったというのはどうかと思いますね。

やっぱり慎重な上にも慎重に審議をする必要があると思うので、専門部会の先生方、4名の方は大変ご苦勞される。もちろん、事務局の課長さんをはじめ、それぞれの職員の皆さんもですけれども、ご苦勞されるではないかと思えます。

○梶島委員 この滑川町の進捗状況については皆さんすごく関心があるので、後で別途ご説明頂いた方がいいと思いますが、部会メンバーとして、もしメンバーをふやせるのであれば、池邊先生に是非お入り頂いて、少し緑地系からのご発言を頂けると、この専門部会が実質的にもう少しアクティブに動けるのではないかと思えますが、どうでしょうか。

○池邊委員 埼玉県の優良緑地認定の審査委員長もさせて頂いておりますので、もしよろしければ微力ながら努力をさせていただきます。

○桑田議長 大変ありがとうございます。

建設的な議論を進めて頂きまして、ありがとうございます。

最後に、まとめて振り返りたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○上岡委員 今この滑川町の禁止をどうするかという事を私初めて聞いたのですけれども、私、熊谷市の住民として、熊谷市が条例を廃止するという、それも知らなかったもので、本当に勉強不足で申し訳ないのですけれども、1つ思ったのは、こういう熊谷市と滑川町、県の広域の連続性のある所で独自の条例で廃止をする所が出てきた場合に、その町と市によって全然違う区域ができちゃうという、この非連続性を埋めるような指導が正に県がやるべき事で、こうなった時にどういう方向性が、いわゆる望ましい指針といたしますか、それがないと、こういうのはこれからも結構出てくると思えます。

多分、この熊谷市が条例廃止するのはどういう理由か、急に今回やり出したという事は、細かく調べてないのでわからないのですけれども、私が見る限り、この滑川町との接続部分は正に調整区域と、それと荒川に近い所は市街化が一部あって、本来ならこれは保全区域です。ですから、荒川から南は市街化区域ですけれども、熊谷市がここを廃止する理由も県がアトバイスとか調整をして廃止もやむを得ないとなったのか、その辺は何か理由はお聞きになっているのでしょうか。

○宮沢主査 おっしゃるとおり、こういった連続性の問題というのは今後も想定されます。熊谷市のご判断の詳細は伺っていませんけれども、形式上の議論としては、熊谷市は今回独自

の屋外広告物条例を設けた、従って県の条例が熊谷市に及ばなくなるという事なのです。

もちろん、何の情報交換もしないとか、できないとかいう事ではございませんが、県が上位にあるとか、指導するとかいう立場ではないです。元々は、市町村が景観行政団体になって独自の条例を設けてという事が想定される前に、この様にある道路とその沿道を禁止地域として指定するという事が先に行われて、その後、景観行政団体が増加していくという事が後からきたので、こういった課題が出てきていると思われま。

最終的には、個別的にこの場合はどうなのか、また違う地域でこういった課題が起きた場合にはどうなのかという事は、それぞれその事例に即して考えるしかないと思っております。従ってお答えになってなくて申し訳ないのですが、現在、正にこの案件もどのような決着にすべきなのか、こちらとしても迷っているところです。今後も、他の地域でもあり得ると思っております。

○荷田委員 という事は、逆にいうと、これいつまでに結論を出さなければいけないというものではないのですね。

○宮沢主査 確かに、おっしゃるとおり期限があるものではございません。

○荷田委員 そうですね。であれば、例えばこの専門部会でご審議頂いて、この審議会ですら一定程度の方向性を出す段階で、町の意見を事務局で聞いて頂いて、それをここで発表して頂くとか、そういう事は可能ですか。

○宮沢主査 滑川町とは情報交換をし、また意見を聞くという事を改めて行う必要はあると思っております。

○荷田委員 もしそれをやって頂けるのであれば、早い段階でやって頂いて、専門部会の先生方にご審議頂いて、その結果も含めてこの審議会ですらこうでしたと言って頂ければ、私たちが議論が深まるかと思いますが、いかがでしょうか。

○宮沢主査 おっしゃるとおり、町からも十分意見を伺った上で、皆様にお伝えしたいと思っております。

今回、このケースは正にこの問題のシンボルではありますが、今後の事も視野に入れて県として禁止地域の取り扱い自体をどの様にするかという事まで含めてご検討頂こうと思っております。

○荷田委員 それはケースごとに違ってきませんか。1件ごとにやっぱり審議したほうがいいのではないかと思います。

○宮沢主査 もちろん、最終的に禁止地域指定する、新たに指定する、あるいは解除という事

があるかどうかわかりませんが、もしそういった事になる場合、最終的には個別的な審議をして頂きます。

○荷田委員 一律、こうしましょうねと決めて、それに則って全部やるという事ではなくて、少なくともこの熊谷市と滑川町ですか、ここの問題については少し慎重にやったほうがいいと思うし、その事例を今後全てにあてはめるという事ではなく、ケースごとに1つずつ丁寧にやっていったほうが、前はこうで、こういう事例をやったからこれはこうで、今度もこうしますではなくて、前は前として、それぞれのケースごとに丁寧にやっていったほうが私はいいと思います。

○桑田議長 今、正に荷田委員さんのおっしゃるように、当然個別の事例が出てきた時には個別で議論するのは前提ですけれども、一方で方針が毎回ぶれてしまうというのも望ましくない事ですので、基本的な考え方というのは、この専門部会の中で共有していきたいと思っています。こういう判断する時のベースとなる考え方を共有しながらも、当然個別の議論はしっかり深めていきたいと考えておると、そんなイメージです。

じゃ、よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。

今、少し私からも話しましたがけれども、こういった観点で非常に大事な課題を扱う所ですので、先ほど難しいという、大変というご指摘もありましたけれども、一方ですごく大事なところですので、是非皆様と一緒にご協力頂きながらと思っております。

それでは、一旦、よろしいでしょうか。今出されたご意見の中で、特に池邊委員に加わって頂きたいというご意見ありましたけれども、私もそう思います。いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは、ご異議ない様でございますので、屋外広告物専門委員の設置案につきましては、事務局案に加えて池邊委員を部会の委員に指名する事とします。

なお、部会長については、やはり公共事業景観形成専門部会と同様に副会長の大沢委員に、何度もお願ひして恐縮ですけれども、お願ひしたいと考えておりますが、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは、本当にいろいろとお願ひして恐縮ですけれども、部会長は大沢委員を指名いたします。

次に、報告事項に移りたいと思います。

報告事項（1）まち並み景観形成先導モデル事業について、事務局より説明をお願いいたします。

○佐藤主査 参考資料、緑色の冊子の最後のページをお開きかと思いますが、そこより少し前に戻って頂きますと、第53回資料3-2が出てくると思います。まち並み景観形成先導モデル事業についての前回の審議会で報告させていただいた時の資料です。

よろしいでしょうか。

前回の審議会では、こういった事業をやりますという報告でした。要は市町村で色々話し合いとかをやったりしても、現場に実際つくるまでにはなかなか踏ん切りがつかないといえますかスタートを切りにくいというところに、県が補助をする事によって、そういった動きの加速化をしていこうという考えで立ち上げた事業でございます。

こちらにつきましては、本年度無事事業化になりました。年度頭に、市町村さんを集めた会議で事業の説明をさせて頂きました。

5月いっぱい募集して、応募があった中で6月に選定委員会を地元へ行き、現場を見て行いまして、行田市の八幡通りという通りでやっていきたいと思いますという事にしました。

年度頭に決まりまして、市は現在、地元を固めたりしていますが、具体的に市の予算を使って動く話でもありますので、9月の補正予算を組みまして、実際の動きをやっていくという段階になりました。という事で、前回報告としては、こういう事業をやりますという話をさせて頂きましたが、今回はそれに向けて具体的な箇所が決まりまして動き出しておりますという事を報告させて頂きます。

以上です。

○梶島委員 県の予算はどれぐらいここへ投入されるのですか

○佐藤主査 大体、1,400万ぐらいを用意しております。

○梶島委員 八幡通りってどの辺りですか。

○佐藤主査 ちょうど行田市駅の少し南側です。

○梶島委員 南北の道。

○佐藤主査 大体、そんな感じですか。

○桑田議長 南北にメインの商店街がありますね、その1本東側になりますかね。

○佐藤主査 はい、おっしゃるとおりです。

○梶島委員 行田も今、さきたま古墳群を日本何とか遺産にしようという動きもあって、結構活動している、動いているところなので、そういう方もあわせて取り組んでいけるといいなと思っておりますけれども、八幡通りがそれに接道できるかどうかは、また調べてみます。行田はおもしろいところが何か所もあります。

○細田課長 実は行田市には行田らしいまち並み、にぎわいづくり創出協議会がございまして、市民の方が入って基本計画を策定しております。その中での行田市の取組を県が後押しをするものでございます。計画では、古墳とのつながりとか、市全域を視野に入れておりますので県としても期待しております。

○桑田議長 ほかにいかがでしょうか。

これは、正に動き始めというところですよ。地元の行田市さんや、また地域のまちづくり団体なども含めて、ぜひ調整をしながら、うまく進めていってもらえればと思います。

ほかによろしいでしょうか、いかがでしょうか。

それでは、これは報告事項という事で、何か決取るわけではないですけども、以上をもちまして本日の議事は終了いたしました。ご協力をありがとうございました。進行を事務局にお返しいたします。

○(司会)矢部副課長 ありがとうございます。

本日は、桑田会長はじめ、委員の皆様には貴重なご意見を頂き、誠にありがとうございました。

次第にあります4のその他でございますが、本日は特にございません。

今回、公共事業景観形成専門部会の委員の方が決まりましたので、日程を今後調整させて頂きたいので、よろしくお願いいたします。

これをもちまして、第54回の埼玉県景観審議会を閉会します。

今回は、11月ごろを予定しております。日程等の詳細につきましては、またご連絡等をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は、ありがとうございました。

午前11時28分 閉会